

堺市環境影響評価条例施行規則の新旧対照表

現 行	改 正 案				
<p>別表第2（第25条関係） （1）～（5）（略）</p> <table border="1" data-bbox="135 347 774 705"> <tr> <td data-bbox="135 347 319 705"> <p>（6） 条例別表第6号に掲げる事業</p> </td> <td data-bbox="319 347 774 705"> <p>下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の3第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出</p> </td> </tr> </table>	<p>（6） 条例別表第6号に掲げる事業</p>	<p>下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の3第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出</p>	<p>別表第2（第25条関係） （1）～（5）（略）</p> <table border="1" data-bbox="837 347 1476 705"> <tr> <td data-bbox="837 347 1021 705"> <p>（6） 条例別表第6号に掲げる事業</p> </td> <td data-bbox="1021 347 1476 705"> <p>下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の1第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出</p> </td> </tr> </table>	<p>（6） 条例別表第6号に掲げる事業</p>	<p>下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の1第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出</p>
<p>（6） 条例別表第6号に掲げる事業</p>	<p>下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の3第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出</p>				
<p>（6） 条例別表第6号に掲げる事業</p>	<p>下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の1第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出</p>				
<p>（6）～（20）（略）</p> <table border="1" data-bbox="135 828 774 1265"> <tr> <td data-bbox="135 828 319 1265"> <p>（21） 条例別表第21号に掲げる事業</p> </td> <td data-bbox="319 828 774 1265"> <p>ア～エ（略） オ 下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の3第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出 カ～ケ（略）</p> </td> </tr> </table>	<p>（21） 条例別表第21号に掲げる事業</p>	<p>ア～エ（略） オ 下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の3第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出 カ～ケ（略）</p>	<p>（6）～（20）（略）</p> <table border="1" data-bbox="837 828 1476 1265"> <tr> <td data-bbox="837 828 1021 1265"> <p>（21） 条例別表第21号に掲げる事業</p> </td> <td data-bbox="1021 828 1476 1265"> <p>ア～エ（略） オ 下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の1第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出 カ～ケ（略）</p> </td> </tr> </table>	<p>（21） 条例別表第21号に掲げる事業</p>	<p>ア～エ（略） オ 下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の1第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出 カ～ケ（略）</p>
<p>（21） 条例別表第21号に掲げる事業</p>	<p>ア～エ（略） オ 下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の3第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出 カ～ケ（略）</p>				
<p>（21） 条例別表第21号に掲げる事業</p>	<p>ア～エ（略） オ 下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の1第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出 カ～ケ（略）</p>				
<p>以下（略）</p>	<p>以下（略）</p>				